

18 大学記念日変更他に関する学則改正（昭和六年四月）

(欄外注記1)

(欄外注記2)

(欄外注記3)

		昭和六年三月二日 案起	昭和六年四月九日 案起
		主任 (森田印) (丸山印) 堀口印	主任 (堀口印) (丸山印)
進	達	学務部長 (代理・中原印)	学務部長
		学務課長 (中原印)	学務課長 (代理・原村印)
学則中一部変更 ノ件認可願	中央大学	下	付
右第三式経由印ヲ捺シ文部省 ヘ進達スルモノトス	昭和六年三月三十一日 同上ニ対スル指令 認可	右第四式経由印ヲ捺シ 上記学校 ヘ送付スルモノトス	

(欄外注記4)

本大学学則及ヒ専門部学則改正認可申請書別冊主務省ニ御進達
被成下度此段及御願候也

進 達 願

昭和六年三月二日

ヲ設ケタルニ由ル

財團法人中央大学学長原 嘉道印

東京府知事 牛塚虎太郎殿

一 第二十三条（旧第二十三条） 新タニ第二項ヲ設ケタルハ退
学者スラ再入学ヲ許ス規定アルニ対照シ此ノ如キ規定ヲ置
クヲ至当ト認メタルニ因ル

一 第二十五条（旧第二十五条） 受験料ヲ低下セリ

一 第二十九条 第七条ニ付テ記述シタル主義ヲ採用シタルニ由
ル

（欄外注記5）
本大学学則及ヒ専門部学則別紙ノ通り改正致度候ニ付御認可被
下度此段申請候也

昭和六年三月二日

財團法人中央大学学長原 嘉道印

文部大臣 田中隆三殿

中央大学学則改正点

一第六条（旧第五条） 従来ノ記念日ハ事實ノ相違ニ付変更セリ

一第七条（旧第七条、旧第二十八条）

從來厳格ナル学年制度トシテ不合格者ヲ原級ニ止ムル主義
ナリシモ最高学府トシテハ其ノ必要ヲ認メサルニ由リ六年
間ニ全課目ニ合格シタル者ニ卒業証書ヲ授与スルコトニ変
更セリ

一第七十六条（旧第七十八条） 従来ノ規定ハ退学処分ヲ同種
学校ニ通知スルコトトナリ居レルモ第七十七条（旧第七十
七条）ノ退学処分ニ付テハ其ノ必要ヲ認メサルニ由ル

一附則 従前ノ学生ニ対シ新規程ヲ其ノ儘ニ実施スルコトハ困
難ナルヲ以テ二学年以上ハ從前ノ規定通リトシ漸次新規程
ニ從フモノトシテ制定セリ但シ大学部ノ厳格ナル進級制度
ニ付テハ学生ノ利益ノ為メニ新規程ニ依ルモノト為セリ

一第十一条（旧第十条）

從来ノ成跡ニ鑑ミ科目及ヒ授業時間ニ多少ノ改廃ヲ加ヘ一
層講義ノ効果ヲ拡ゲントス

一第十二条 隨意科目ニ合格証明書ヲ授与スル制度（第八条）

モノナリ

学則改正理由

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

現行学則実施ノ從来ノ経験ニ鑑ミ且時代ノ進運ニ伴ヒ学課科目

中多少ノ加除ヲ為シ又学年ノ配当ヲ変更シ且試験ノ制度ニモ変

更ヲ加フルヲ至当ト認メタルニ由ル

日曜日
大祭祝日
大学記念日（七月八日）

学則改正案

中央大学学則及ヒ中央大学専門部学則ヲ別冊ノ通り改ム（現行学則添付）

中央大学学則

第一章 総則

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ應用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ予科ヲ置ク

第三条 大学ニ大学院ヲ置ク

第四条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別ツ

予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜間部ヲ第二予科トス

第五条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十日ニ終ル

第六条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

第七条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学生以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第十一條ノ規定ニ依リテ修学シタル随意科目ノ試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格證明書ヲ交付ス

第八条 学部ヲ卒業シ卒業証書ヲ授与セラレタル者ハ其ノ学部ニ從ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得

第九条 学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第一節 学科課程

第十条 各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一 法学部

憲法	必修科目	科 目		
		第一 学 年		
		授業時間数	授業週数	科 目
二行政法各論				科 目
二親族法				授業時間数
二				授業週数

外 國 語 二 外 國 語 二 外 國 語 二	隨 意 科 目	選 択 科 目	行政法総論									
			民法		物權法第一		債権法		刑法			
			總論		總論		總論		總論			
			外國法(英)		外國法(英)		外國法(英)		外國法(英)			
			二二二二		二二二二		二二二二		二二二二			
必修科目中外国法ハ入学ノ始ニ於テ英法、獨法ノ一ヲ指定シ届出ツルコトヲ要ス			六六民事訴訟法第一編									
選択科目へ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ一科目、第三学年ハ二科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス			外國法(英)		外國法(英)		外國法(英)		外國法(英)			
第二編乃至第五編		民事訴訟法第一編		刑法各論		商行為論		債権法則		物權法第二部		
四四二二三二		四四二二三二		二二二二		二二二二		二二二二		二二二二		
四四二二二二		四四二二二二		二二二二		二二二二		二二二二		二二二二		

隨 意 科 目	選 択 科 目	必 修 科 目	第一学年			第二学年			第三学年		
			科 目			科 目			科 目		
			授業時間毎週								
選択科目へ学年ノ始ニ於テ三科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス	選択科目へ学年ノ始ニ於テ三科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス	第二經濟學部	憲法	統計	經濟學						
選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ法學部又ハ商學部ノ各科目ハ第十一條ニ依リ隨意科目トシテ修学スルコトヲ得	選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ法學部又ハ商學部ノ各科目ハ第十一條ニ依リ隨意科目トシテ修学スルコトヲ得	第一外國語	第一外國語	第一外國語	第一外國語	第一外國語	第一外國語	第一外國語	第一外國語	第一外國語	第一外國語
選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ經濟學部又ハ商學部ノ各科目ハ第十一條ニ依リ隨意科目トシテ修学スルコトヲ得	選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ經濟學部又ハ商學部ノ各科目ハ第十一條ニ依リ隨意科目トシテ修学スルコトヲ得	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語
選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ法學部又ハ商學部ノ各科目ハ第十一條ニ依リ隨意科目トシテ修学スルコトヲ得	選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ法學部又ハ商學部ノ各科目ハ第十一條ニ依リ隨意科目トシテ修学スルコトヲ得	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語
選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ法學部又ハ商學部ノ各科目ハ第十一條ニ依リ隨意科目トシテ修学スルコトヲ得	選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ法學部又ハ商學部ノ各科目ハ第十一條ニ依リ隨意科目トシテ修学スルコトヲ得	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語	第二外國語

第三 商学部

必修科目	第一学年	第二学年	第三学年
	授業時間週数	授業時間週数	授業時間週数
科 目			
憲法 民法 貨幣 総合商務 経済学 経営学 原理論	二二二二二二二二	二二二二二二二二	二二二二二二二二
地政法 地理学 地理学 地理学 地理学 地理学 地理学 地理学	二二二二二二二二	二二二二二二二二	二二二二二二二二
法規法 法規法 法規法 法規法 法規法 法規法 法規法 法規法	二二二二二二二二	二二二二二二二二	二二二二二二二二
第三学年	二四三二二二二四	二四三二二二二四	二四三二二二二四

選択科目	第一学年	第二学年	第三学年
	授業時間週数	授業時間週数	授業時間週数
行政法 刑事法 外國語(独、仏)	二二二二二二二二	二二二二二二二二	二二二二二二二二
国際公法 国際経済学 各論 工場各論	二二二二二二二二	二二二二二二二二	二二二二二二二二
簿記法 政策論	二二二二二二二二	二二二二二二二二	二二二二二二二二
社会政策	二二二二二二二二	二二二二二二二二	二二二二二二二二
第三学年	二二二二二二二二	二二二二二二二二	二二二二二二二二

選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ法学部又ハ経済学部ノ科
目ハ第十一條ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

第十一條 学年ノ始ニ於テ関係学部長ノ許可ヲ受ケ其ノ学部又
ハ他ノ学部ニ属スル授業ヲ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第十二條 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ

一 予科卒業者

二 高等学校高等科卒業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ学
力アリト認メタル者

三 旧大学部卒業者及ヒ専門部卒業者但シ大正七年文部省令
第三号第二条第二項ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

四 同等学校ノ予科卒業者及ヒ専門学校卒業者但シ大正七年
文部省令第三号第二条第二項ニ依リ指定セラレタル者ニ限
ル

第十三条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ
相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他ノ大学ニ於
テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フヘシ
第十四条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差
出スヘン但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金五円ヲ納
ムヘシ

第十五条 入学ノ許可ハ学年ノ始トス但シ第十三条第二十三条规定
第二項又ハ二十四条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者
ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在

選択科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年ハ一科目、第二学年ハ二科
目、第三学年ハ三科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス

随意科目

学証ヲ差出スヘシ

第十七条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス
保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十八条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遲滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十九条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ満二箇月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第二十条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第二十一条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十九条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十二条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十三条 左ニ掲タル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間欠席シ又ハ正当ノ理由ナク一個月以上欠席シタル者

第二十四条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十五条 第七十六条、第七十七条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十六条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス
第二十七条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十八条 授業ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第二十二条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十九条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十九条 或科目ニ付三個年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六個年ヲ超ユルコト

ヲ得ス、試験ヲ受ケヌシテ在学スル者亦同シ

在学六個年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラズ其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十三条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカラシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十三条又ハ第二十四条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十条 隨意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

第三十一条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第三十二条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第三十三条 授業料ハ一学年金百拾円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り月額金拾円宛ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月（金四十円）

第二期 九月（金四十円）

第三期 一月（金三十円）

第三十四条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十五条 在学中ハ欠席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十六条 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大学院

第三十七条 入学ノ許可ハ学年ノ始トス但シ時宜ニ因リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第三十八条 大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ特ニ研究事項ヲ具シ其ノ許可ヲ受クヘシ

大学卒業者ニ非スシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シ當該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘシ

第三十九条 学長ハ学生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第四十条 学長ハ学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ為サシムルコトアルヘシ

学長ノ許可ヲ受ケ学生ハ各学部ノ講義演習等ニ出席スルコトヲ得記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ経テ学長ニ差出スヘシ

第四十二条 二年以上修学シタル者ハ其ノ攻究シタル学課ニ付

卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第四十三条 学生ハ攻究料トシテ学年ノ始又ハ入学ノ際ニ於テ

一学年金六十六円ヲ納ムヘシ

第四十四条 学長ハ学生中学力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特選給費学生ト為スコトヲ得

特選給費学生ニハ二年以内月額金三十円以上金七十五円以内ノ学費ヲ給与ス但シ学長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ年限ヲ延長スルコトヲ得

特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得スシテ他ノ業務ニ就クコトヲ得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事実アリト認ムルトキハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十三条ノ規定ヲ適用セス

第四十五条 第十六条乃至第二十四条第三十四条第一項及ヒ第

三十六条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予科

第四十六条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学

期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十七条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如

シ

第二外国语ハ随意科目トス

科 目	第一学年				第二外国语ハ随意科目トス
	時 間 授 業 数 (週)	時 間 授 業 数 (週)	時 間 授 業 数 (週)	時 間 授 業 数 (週)	
体 自 然 理 科 操 学 学 理 史	二 二 二 四	一 (三)	五 一 〇	一 一 〇	倫 國 語、 漢 文 理 外 國 語(英 若 ハ 獨 仏)
心 理 論					外 國 語(英 若 ハ 獨 仏)
歴 制 理 學 經 論 概 操 濟 理 說 史					外 國 語(英 若 ハ 獨 仏)

第二予科

科 目	第一学年				第二外国语ハ随意科目トス
	時 間 授 業 数 (週)	時 間 授 業 数 (週)	時 間 授 業 数 (週)	時 間 授 業 数 (週)	
体 自 然 理 科 操 学 学 理 史	二 二 二 四	一 (三)	五 一 〇	一 一 〇	倫 國 語、 漢 文 理 外 國 語(英 若 ハ 獨 仏)
心 理 論					外 國 語(英 若 ハ 獨 仏)
歴 制 理 學 經 論 概 操 濟 理 說 史					外 國 語(英 若 ハ 獨 仏)

第一予科

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十八条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ

第一予科

一 中学校四学年修了者

二 高等学校尋常科修了者

三 高等学校高等科入学資格試験合格者

四 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタ

ル者

六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同
等以上ノ学力アリト指定シタル者

七 外国人ニシテ前各号ノ一二相当スル学歴ヲ有シ且中学
校四学年修了程度ノ試験ニ及第シタル者

第二予科

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

三 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同
等以上ノ学力アリト指定シタル者

四 外国人ニシテ前各号ノ一二相当スル学歴ヲ有シ且中学
校卒業程度ノ試験ニ及第シタル者

第四十九条 左ノ各号ノ一二該当シ第一予科第一学年科目ノ試
験ニ合格シタル者ハ第一予科第二学年ニ入学スルコトヲ得

一 中学校卒業者

二 高等学校高等科一学年修了者

三 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

四 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同
等以上ノ学力アリト指定シタル者

第五十条 入学ノ許可ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学
ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 第十三条乃至第二十四条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ

準用ス

第三節 試験

第五十二条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ
受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ五科目以上ナ
ルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第五十三条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ
表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十四条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコ
トヲ得ス

不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一二達セサルトキハ教員会ノ銓
衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ
此ノ場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルコ
トヲ要ス

引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第四節 学費

第五十五条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金五円ヲ
納ムヘシ

第五十六条 授業料ハ一学年金百円トス左ノ三期ニ之ヲ納ムヘ
シ但シ特別ノ事情アル者ニ限り最初ノ月ニ在リテハ金十円其
ノ他ノ月ニ在リテハ金九円宛ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月（金三十五円）
第二期 九月（金三十五円）
第三期 一月（金三十円）

第五十七条 第三十一条及ヒ第三十四条乃至第三十六条ノ規定
ハ之ヲ予科学生ニ適用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十八条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ナル
者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第五十九条 給費生ニハ当該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ
給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第六十条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実ア
ルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十一条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ニシ
テ学資支弁ノ途ナキモノヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年
額金三百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十二条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ
従フ

第六十三条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書
ヲ差出スヘシ

第六十四条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署

シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十五条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ
毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十六条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ
直ニ之ヲ免ス

第六十七条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セ
ラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ
疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ因リ月賦返納ヲ許スコ
トアルヘシ

第六十八条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来学術ノ蘊奥ヲ 攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ 留学セシムルコトヲ得

留学生ニ關スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第七章 学生心得

第六十九条 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ
靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第七十条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯セ
サルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第七十一条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雜談、喫煙其ノ他粗暴
ノ挙動アルヘカラス

第七十二条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス、止ムヲ得サル事故
アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第七十三条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ
遲滞ナク届出ツヘシ

第七十四条 三日以上欠席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上欠席スルトキハ

證明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第七十五条 欠席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由仍ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第八章 懲 戒

第七十六条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第七十七条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十八条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ從前ノ規定ニ依ル

一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ從前ノ規定第二十八条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

中央大学専門部学則

第一章 総 則

第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、

商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ應用ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日（七月八日）

第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験

ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第二十七条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格證明書ヲ交付ス

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第七条 各学科ノ学科課程及ヒ其ノ配当左ノ如シ

第一 法学科

必修科目	第一学年	第二学年	第三学年
法	憲法	行政法	通學法
行	民法	総論	論法
政	物權法	第一部	論
憲	債權法	第二部	法
法	刑法	各論	論
行	商法	論	法
政	債權法	論	論
憲	刑法總論	論	法
法	(刑事政策)	論	論
行	經濟論理	論	法
政	理、心	論	論
憲	國	論	法
法	外國	論	論
行	法律	論	法
政	理	論	論
憲	外國	論	法
法	法律	論	論
行	理	論	法
政	外國	論	論
憲	法律	論	法
法	理	論	論
行	外國	論	法
政	法律	論	論

選択科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ一科目、第三学年ハ二科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス

必修科目	第一学年	第二学年	第三学年	必修科目	第一学年	第二学年	第三学年
法	憲法	行政法	通學法	法	憲法	行政法	通學法
行	民法	総論	論法	行	民法	行政法	通學法
政	商法	第一部	論	政	商法	行政法	通學法
憲	經濟學	第二部	論	憲	經濟學	行政法	通學法
法	理	各論	法	法	經濟學	行政法	通學法
行	社會學	論	論	行	社會學	行政法	通學法
政	政治學	論	論	政	政治學	行政法	通學法
憲	經濟學	論	論	憲	經濟學	行政法	通學法
法	社會學	論	論	法	社會學	行政法	通學法
行	政治學	論	論	行	政治學	行政法	通學法
政	經濟學	論	論	政	經濟學	行政法	通學法
憲	社會學	論	論	憲	社會學	行政法	通學法
法	政治學	論	論	法	政治學	行政法	通學法
行	經濟學	論	論	行	經濟學	行政法	通學法
政	社會學	論	論	政	社會學	行政法	通學法
憲	政治學	論	論	憲	政治學	行政法	通學法
法	經濟學	論	論	法	經濟學	行政法	通學法
行	社會學	論	論	行	社會學	行政法	通學法
政	政治學	論	論	政	政治學	行政法	通學法
憲	經濟學	論	論	憲	經濟學	行政法	通學法
法	社會學	論	論	法	社會學	行政法	通學法
行	政治學	論	論	行	政治學	行政法	通學法
政	經濟學	論	論	政	經濟學	行政法	通學法

選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ経済学科又ハ商学科ノ各
科目ハ隨意科目トシテ修学スルコトヲ得

第二 経済学科

隨意科目	英論、理、心語		商論、業算、英通		經濟、計原		地濟業	
	獨語又ハ仏語							
教 育 學 授 授 法	英倫 市商 業場 英政	經商 營業 場政	景氣 變動 總學	銀經 濟學 論理	貨幣 險事 情論	保險 危險 學論	交會 通業 事務	社政 各論
英哲 商珠 學業 概英	商業 營業 業業	證券及 証券取引所 論理	商業 營業 業業	證券及 証券取引所 論理	商業 營業 業業	證券及 証券取引所 論理	商業 營業 業業	社政 各論
語論 語論 語論 語論	算務 算務 算務 算務	策論 論理 論理 論理						

第二学年ニ於ケル「教育學」及び第三学年ニ於ケル「教授法」ハ、実業教員志望者ニ限り必修トシテ之ヲ課ス。

第二節 入学休学退学及ヒ除名

第八条 入学ヲ許可スヘキ者ハ年齢十七年以上ノ男子トス

正科生ノ入学資格左ノ如シ

一 中学校卒業者

二 師範学校卒業者

三 実業学校卒業者

四 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

五 大学予科第一学年ヲ修了シタル者

六 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

七 外国人ニシテ前項各号ニ相当スル学歴ヲ有シ中学校卒業程度ノ試験ニ合格シタル者

別科生ハ志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許可ス但シ國語、漢文、数学又ハ英語ノ全部又ハ一部ニ付試験ヲ行フコトアルヘシ

第九条 第二学年以上ニ入学スルニハ前条ノ資格ヲ有シ且第一学年又ハ第二学年ノ配当科目ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス但シ受験料ハ金五円トス

第十条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他校ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フヘシ

第十二条 正科生ノ入学ノ許可ハ学年ノ始トス但シ第十条、第二十条第二項又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

別科生ノ入学ノ許可ハ学年ノ始トス但シ隨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十三条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十四条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキ
モノトス

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準
用ス

第十五条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遲滞
ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタ
ルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遲滞ナク之ノ旨ヲ届
出ツヘシ

第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二個月以上修
学スルコト能ハサルトキハ其ノ事實ヲ証スル書面ヲ添附シ保
証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ
保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ
期間第十六条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ
得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人

連署ノ上届出ツヘシ

第二十条 左ニ掲タル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト
認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間欠席シ又
ハ正当ノ事由ナク一個月以上欠席シタル者

第二十二条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ
ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認
メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス
第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ
甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコ
トヲ得ス
休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但
シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス
第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試
験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三個年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全
部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六個年ヲ超ユルコトヲ
得ス、試験ヲ受ケシテ在学スル者亦同シ

在学六個年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試
験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス

其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカラシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七条 隨意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサレハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金三円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年金七十七円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ム

ヘシ但シ当分月割金七円宛分納スルヲ妨ケス

第一期 四月（金三十円） 第二期 九月（金三十円）

第三期 一月（金十七円）

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前

及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第五十二条 在学中ハ欠席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス
第三十三条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日迄ニ納付スヘシ

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス

第五節 給費生及ヒ特待生

第三十五条 学長ハ学生中学術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ當該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ當該学年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事實アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六節 貸費生及ヒ留学生

第三十八条 学長ハ学生中学術優秀品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ當該学年間年額金三百円以内

ヲ貸与スルコトヲ得

第三十九条 貸費ニ闕シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事實アルトキハ

直ニ之ヲ免ス

第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セ

ラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ
疾病ノ為メ廢学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコ
トアルヘシ

第四十五条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来学術ノ蘊奥ヲ
研究セント欲スル者ヲ銳衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ
留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付尚

ホ深邃ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為ニ之ヲ設ク

第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科
目ヲ專攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法
訴訟法 國際法 政治学 経済学 財政学

商業学

第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトア
ルヘシ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院
又ハ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者
ニ限リ入学ヲ許ス但シ同等学校卒業者又ハ之ト同等ノ学力ア
ル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 専門部正科ヲ卒業シタル者ヲ正科生トシ其ノ他ヲ
別科生トス

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之
ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十三条 研究科ノ授業料ハ一個年金三十三円トス学年ノ始
又ハ入学ノ際一時ニ之ヲ納ムヘシ

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学
ノ指定セル指導者ニ従ヒ專攻ノ学科ヲ研究スルモノトス
研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聴聞スルコ
トヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ
更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ一年以上修学ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金十
円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ試験ニ合格シ法学科ヲ卒業シタル正科生
ハ中央大学専門部法学士ト称シ経済学科ヲ卒業シタル正科生
ハ中央大学専門部経済学士ト称シ商学科ヲ卒業シタル正科生
ハ中央大学専門部商学士ト称スルコトヲ得

第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ著ケ靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘン

第六十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トン雜談、喫煙其ノ他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘン

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上欠席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上欠席スルトキハ証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第六十四条 欠席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第五章 懲 戒

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
程及ヒ其ノ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ

学年試験ヲ終ル迄仍未従前ノ規定ニ依ル
第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学

年試験ニ於テ従前ノ規定第二十七条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

〔現行〕 中央大学学則

第一章 総 則

第一条 本大学ハ法律、政治、経済、商業ニ関スル学術ノ理論及ヒ応用ヲ教授シ並其蘊奥ヲ攻究スル所トス

第二条 本大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ大学予科ヲ附置ス

第三条 学部ニ於テハ法律、政治、経済、商業ニ関スル学術ノ理論及ヒ応用ヲ教授ス

大学院ニ於テハ学部ニ於テ教授スル学術ノ蘊奥ヲ攻究セシム

大学予科ニ於テハ各学部ニ入ルニ必要ナル高等ノ普通学科ヲ教授ス

学部ハ昼間夜間ノ二部教授トシテ大学予科第一予科ノ授業ヲ

昼間トシ第二予科ヲ夜間トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 本大学ノ休業日ハ左ノ如シ

自四月一日 至同月十五日

自七月十六日 至九月十日

自十二月二十六日 至翌年一月七日

日曜日、大祭祝日及ヒ本学記念日（十一月十一日）

第六条 各学部ヲ卒業シタル者ニハ其卒業証書ヲ授与ス

第七条 各学部ニ三年以上在学シテ卒業シタル者ハ其学部ニ從ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得但第二条ニ依ル転学者ハ他校在学ノ学年ヲ通算ス

第二章 学 部

第八条 各学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第九条 学部ヲ分チテ左ノ三トス

一、法学部

二、経済学部

第十条 各学部ノ必修科目、選択科目、随意科目、其配当及び毎週授業時数左ノ如シ

第一節 学科課程

必修科目	科 目		
	第一学年	第二学年	第三学年
憲 法	科 目	科 目	科 目
三 民 法 (物權及債)	時授毎 數業週	時授毎 數業週	時授毎 數業週
四 民 法 (相 続)	二		

必修科目	科 目			隨意科目	羅馬社會經濟法學	選択科目	民法(総則、物權、債) 刑法(各論)
	第一学年	第二学年	第三学年				
憲政經濟治地原 法学理論	科 目	科 目	科 目	第二外 (英語若ク) 八 獨語 逸語	二二四 國際公法	二二二 同同	刑 法
三二二四 農工交銀 業業通論 政策政 策策	時授毎 數業週	時授毎 數業週	時授毎 數業週	三 同	二二四 國際公法	二二二 同同	二二 二 四 民 事、 刑 事 訴 訟 法
二二二四 財植社商 民政政 策策	時授毎 數業週	時授毎 數業週	時授毎 數業週	上 二 同	四四 財破國法 際私 政產制理 理 學法史學	二二二 上 二	六 二 二 民 事、 刑 事 訴 訟 法
四二二二					四二二二	二二二 上 二	二 二 二 商 法(手形、海商) 訴 訟 法(至第二編乃 く)

◎選択科目ハ学年ノ始第一学年ニ在テハ二科目、第二学年ニ在テハ一科目、第三学年ニ在テハ二科目若クハ三科目ヲ選定シ学長ノ承認ヲ経ヘシ

第二 経済学部

必修科目			第一学年	第二学年	第三学年	隨意科目	第二外国语(独)	第三外国语(英)	第四外国语(中)	第五外国语(法)	第六外国语(俄)	第七外国语(西)	第八外国语(日)	選択科目	社会	民法	刑法	商法	税法	英語
			科目	科目	科目		三	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
			時授毎 教業週				同	同	同	同	上	上	上	上	同	同	同	同	同	同
商業實務	貨幣論 (信用ヲ含ム)	取引所 (売買論)	工業業 (通論)	商業原論	經濟學	簿記 (銀行)	二二二二六四二二	工商業政 業策	簿商法 (總則、 余社業)	商民銀業 (行為)	工經營地 (論理)	業理	二二二二五二二二	社會業政 事務	商會財法 (計)	交通論 (鐵道海運)	保險論 (生命損害)	二二二二二二三	二二二二二二三	二二二二二二三
商業實務	貨幣論 (信用ヲ含ム)	取引所 (売買論)	工業業 (通論)	商業原論	經濟學	簿記 (銀行)	二二二二六四二二	工商業政 業策	簿商法 (總則、 余社業)	商民銀業 (行為)	工經營地 (論理)	業理	二二二二五二二二	社會業政 事務	商會財法 (計)	交通論 (鐵道海運)	保險論 (生命損害)	二二二二二二三	二二二二二二三	二二二二二二三

○選択科目ハ学年ノ始第一学年ニ在テハ二科目、第二学年ニ在テハ二科目若クハ三科目、第三学年ニ在テハ二科目ヲ選定シ学長ノ承認ヲ経ヘシ

第三 商学部

必修科目			第一学年	第二学年	第三学年	隨意科目	第二外国语(支那、獨、内露、二)	第三外国语(英)	第四外国语(中)	第五外国语(法)	第六外国语(俄)	第七外国语(西)	選択科目	商業英語	商業実務	商業英語	商業実務	商業英語	商業実務	
			科目	科目	科目		三	二	同	上	二	三	同	二	三	四	二	二	二	
			時授毎 教業週				同	同	同	上	上	上	上	同	同	同	同	同	同	
商業實務	貨幣論 (信用ヲ含ム)	取引所 (売買論)	工業業 (通論)	商業原論	經濟學	簿記 (銀行)	二二二二六四二二	工商業政 業策	簿商法 (總則、 余社業)	商民銀業 (行為)	工經營地 (論理)	業理	二二二二五二二二	社會業政 事務	商會財法 (計)	交通論 (鐵道海運)	保險論 (生命損害)	二二二二二二三	二二二二二二三	二二二二二二三
商業實務	貨幣論 (信用ヲ含ム)	取引所 (売買論)	工業業 (通論)	商業原論	經濟學	簿記 (銀行)	二二二二六四二二	工商業政 業策	簿商法 (總則、 余社業)	商民銀業 (行為)	工經營地 (論理)	業理	二二二二五二二二	社會業政 事務	商會財法 (計)	交通論 (鐵道海運)	保險論 (生命損害)	二二二二二二三	二二二二二二三	二二二二二二三

第二節 入学、休学及ヒ退学

第十一条 本大学ニ入学ヲ許スハ本大学予科ヲ卒業シタル者及ヒ左ノ各号ノニ該当スル者トス

一 高等学校高等科卒業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ学力アリト認メタル者

二 本学旧大学部卒業者及ヒ本学専門部卒業者但大正七年文部省令第三号第二条第四項ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

三 本大学ト同等学校ノ大学予科卒業者及ヒ専門学校卒業者但大正七年文部省令第三号第二条第四項ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

シテ転学ヲ願出ツルトキハ相当ノ学年ニ編入ス但本大学ノ学

タル者ニ限ル

第十二条 本大学ト同等学校ノ第二学年以上ニ在学シタル者ニ

シテ転学ヲ願出ツルトキハ相当ノ学年ニ編入ス但本大学ノ学

タル者ニ限ル

科課程中他校ニ於テ修了セサルモノアルトキハ其科目ニ限り
試験ヲ行フヘシ

第十三条 入学志願者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘテ本大学ニ
差出スヘシ但試験ヲ要スル者ハ申込ト同時ニ受験料金五円ヲ
納ムヘシ

第十四条 本大学ノ入学期ハ毎学年ノ始一回トス但第十二条ニ
依リ他ノ同等学校ヨリ転学スル者ハ此限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在

学証ヲ差出スヘシ但在学証用紙ハ本大学ヨリ申受クヘシ

第十六条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル成年者タルコト

ヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事件ニ付其責ニ任スヘキモ

ノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遲滞
ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタ
ルトキ亦同シ

ルトキ亦同シ

第十八条 学生疾病其他止ムヲ得サル事故ニ因リ満二ヶ月以上

修学シ能ハサルトキハ其事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連

署ノ上學長ニ願出テ其許可ヲ經テ當該學年間休学スルコトヲ

得

第十九条 休学シタル学生ハ次学年ノ始ヨリ其原級ニ入テ修学
スルモノトス但休学年間ト雖モ事故止ミタルトキハ其旨ヲ届
出テ出席スルコトヲ得此場合ニ於テモ當該學年ノ試験ヲ受ク
ルコトヲ得ス

第二十条 学生休学中ハ授業料ヲ免除ス

給費又ハ貸費ヲ受クル者ハ休学ノ月ヨリ之ヲ罷ム

第二十一条 学生ニシテ陸軍現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ
其間第十八条ノ規定ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スル
コトヲ得

第二十二条 疾病其他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人
連署ノ上願出テ学長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十三条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等若クハ疾病ニ因リ成業ノ見込ナキ者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一个年間欠席シ又

ハ正当ノ理由ナク一个月以上欠席シタル者

第二十四条 第八章ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四ヶ月
以上ヲ経過シ改善ノ実アリト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許
スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十五条 試験ハ毎学年ノ終ニ举行シ毎年九月追試験及ヒ再

試験ヲ举行ス

但追試験及ヒ再試験ヲ受クル者ハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十六条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十七条 試験ハ各科目ニ付合格不合格ヲ決ス

試験ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合
格トシ不可ヲ不合格トス

第二十八条 第一学年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シ

タル者ニ非サレハ第二学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス、第二学年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第三学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス第一学年配当科目中試験未済又ハ不合格ノ科目アルトキハ此科目ヲモ通算スルモノトス
但科目ト称スルハ第十条ノ学科課程表ニ依ル

第二十九条 試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但六個年ヲ超ユルコトヲ得ス試験ヲ受ケシテ在

学スル者亦同シ

第四節 学 費

第三十条 学部ニ入学スル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第三十一条 授業料ハ一学年金百十円トス左ノ三期ニ納ムヘシ

第一期 四月（四十円） 第二期 九月（金四十円）

第三期 一月（金三十円）

第三十二条 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学以前及ヒ退学以後ノ授業料ヲ免除ス

第三十三条 学生在学中ハ欠席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十四条 既ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返付セス

第三十五条 授業料ヲ滞納スル者ハ完納ノ上ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第三十六条 大学院ノ入学期ハ毎学年ノ始トス但時宜ニ依リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第三章 大学院

第四章 大学予科

第一節 学科課程

第三十七条 本大学ノ卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スル者ハ特ニ研究セントスル事項ヲ具シ学長ニ願出テ其許可ヲ受クヘシ
ノ入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シテ差出シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘシ

第三十八条 大学院学生ノ在学ハ其年限ヲ定メス二年以上在学スル者ハ研究シタル事項ニ付卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ総テ学位規程ニ依ル

第三十九条 大学院学生ハ各研究室ニ於テ学長ノ指定スル指導教員ノ指導ヲ受ケ研究ニ從事スルモノトス

第四十条 大学院学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別実習ヲ為サシムルコトアルヘシ大学院学生ハ学長ノ許可ヲ受ケ各学部ノ講義実習等ニ出席スルコトヲ得

第四十一条 大学院学生ハ毎学年ノ終ニ於テ其研究ノ状況及び成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十二条 大学院学生ハ研究料トシテ一学年金六十六円ヲ納ムヘシ

第四十三条 第十五条乃至第二十四条ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

八第一予科ハ三学年第二予科ハ二学年トス

第四十五条 大学予科授業科目、其配当及ヒ毎週授業時数左ノ

如シ

第一予科

第一部(法科、経済科)

科 目	第一学年	第二部(商科)	科 目	第一学年	第二部(法科、経済科)
歴外國倫 史國語、 及地理 (文理)	国第二 二外 (英 國獨 語)	体數歷外國語、 史及地理漢文理	操學理	時授毎 数業週	第一予科
四〇五一 同同同同	二	二四四〇五一 同体心自同歷同同	一	時授毎 数業週	第一部(法科、経済科)
上上上上	上	然 理 科	操學	上史	
四〇五一 哲同同同 学概說上上上	二	濟學 通概 通	上操記論	上論	第三学年
二八五一 時授毎 数業週	二	二二二二四〇五一 同体簿經哲同法論同同	上操記論	上論	時授毎 数業週
	二	二二二二二二二二八五一 同体簿經同法 濟通	上操記論	上論	時授毎 数業週

科 目	第一学年	第二部(商科)	科 目	第一学年	第二部(法科、経済科)
歴外國倫 史國語、 及地理 (文理)	第二外 國語 (英 國獨 語)	体心自數歷外國語、 然 理 科	操學	史	第二予科
四〇五一 哲同同同 学概說上上上	二	二二二二四〇五一 同体簿經哲同法論同同	上操記論	上論	第二部(法科、経済科)
二八五一 業毎週 授課	二	濟學 通概 通	上操記論	上論	第二部(法科、経済科)
	二	二二二二二二二二八五一 同体簿經同法 濟通	上操記論	上論	第二部(法科、経済科)

第二外國語 (英 國獨 語)	操學
二	二四
同体心商自同 業然 理通科	上操學論學上
二二二二二二 同体簿經同法 濟通	上操記論上論
二二二二二二	二二二二二二

定シタル者

第四十八条 大学予科ノ入学期ハ毎学年ノ始一回トス但補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第四十九条 第十五条乃至第二十四条ハ大学予科学生ニ之ヲ準用ス

第二外國語	(独逸語)	業	然	心	商	自	数
		理	通	学	學	二	二
		操	論	學	二	二	二
		同	簿	同	經	法	通
		同	濟	通	上	記	論
				上	上	論	
				二	二	二	二

第二節 入学、休学及ヒ退学

第四十六条 大学予科ニ入学ヲ許スハ左ノ各号ノ一二該当スル者トス但外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校四学年終了程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

第一予科

(一)中学校四学年修了者(二)高等学校尋常科修了者(三)高等学校高等科入学資格試験合格者(四)専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者(五)文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタル者(六)文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第二予科

(一)中学校卒業者(二)専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者(三)文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十七条 左ノ各号ノ一二該当シ前級各科目ノ試験ニ合格シタル者ハ第一予科第二学年ニ入学ヲ許ス

(一)中学校卒業者(二)高等学校高等科一学年修了者(三)専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者(四)文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指

第三節 試験

第五十条 各科目ノ試験成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十一条 不合格ノ科目總科目ノ三分ノ一二達セサルトキハ教員会ノ銓衡ニ依リテ仮ニ進級セシムルコトヲ得此場合ニハ不合格ノ科目ニ付キ再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス
再試験ハ毎年九月之ヲ举行ス但再試験ヲ受ケタル者ハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第五十二条 引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第五十三条 試験ハ毎学年ノ終ニ举行ス但学年試験以外ニ於テ臨時試験ヲ行フコトアルヘシ

第四節 学費

第五十四条 大学予科ニ入学スル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年金百円トス左ノ三期ニ納ムヘシ

第一期 四月(金三十五円) 第二期 九月(金三十五円)
第三期 一月(金三十円)

第五十六条 第三十二条乃至第三十五条ハ大学予科学生ニ之ヲ

準用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学生中学術優等品行方正ナル者ヲ選ヒ銓衡ニ依リ
給費生又ハ特待生トス

第五十八条 給費生ハ当該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ給
与シ特待生ハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ其待
遇ヲ解ク

第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十条 貸費ハ本大学貸費並寄附貸費ノ二種トス

第六十一条 学生中学資支弁ノ途ナキ者ハ銓衡ニ依リ貸費生ト
シテ当該学年間年額金三百円以内ヲ貸与ス

第六十二条 寄附貸費ハ寄附者ノ指定ニ従ヒ前条ノ貸費年額以
内ヲ貸与スルモノトス但特ニ貸費ヲ限定セラレタルモノハ其
額ヲ貸与ス

第六十三条 貸費ヲ受ケントスル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ
学長ニ宛テ差出スヘシ

第六十四条 貸費ノ許可ヲ得タル学生ハ本大学ニ於テ相当ト認
ムル保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十五条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後一个年目ヨリ毎月貸費
ヲ受ケタル半額ツ、ヲ月賦返納スヘシ

第六十六条 貸費生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ貸費ヲ罷ム

第六十七条 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退学ヲ命セラレ若ク
ハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ又ハ退学スルトキハ貸与ヲ受

ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ但疾病ノ為メ廢学シタル者ハ
情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第六十八条 本大学卒業者ニシテ学術優等、品行方正ニシテ将来
來學術ノ攻究ニ從事セント欲スル者ニハ特ニ學費ヲ貸与シテ
海外ニ留学セシムルコトアルヘシ

留学生ニ関スル事項ハ派遣ノ都度之ヲ定ム

第七章 学生心得

第六十九条 出校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ
靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第七十条 出校スルトキハ必ス学生証〔聴講券〕ヲ携帶スペシ
若シ之ヲ携帶セサル者ハ退場ヲ命ス

第七十一条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雜談、喫煙其他粗暴ノ
挙動アルヘカラス

第七十二条 授業中ハ退席ヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アリ
テ退席セントスルトキハ授業者ノ許可ヲ受クヘシ

第七十三条 学生又ハ保証人氏名ヲ改称シ若クハ本籍住居等ヲ
移転シタルトキハ遲滯ナク之ヲ届出ツヘシ

第七十四条 三日以上欠席セントスルトキハ必ス其事由ヲ具シ
保証人ト連署シテ届出ツヘシ但七日以上欠席スルトキハ証明
書ヲ添附スルコトヲ要ス

第七十五条 欠席届出ノ日数ハ一个月ヲ超ユルヲ得ス若シ一个
月ヲ経過シ其理由尚ホ止マサルトキハ其都度必ス新ニ届出ヲ
為スコトヲ要ス

第八章 懲罰

第七十六条 学生学則又ハ校規ニ背反シ其他不都合ノ行為アルトキハ情状ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シ尙ホ器具等ヲ損壊シタル者ニハ相当ノ賠償ヲ為サシム

第七十七条 学業怠惰ニシテ成業ノ見込ナキ者又ハ品行不良改悛ノ目途ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十八条 前二条ノ規定ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シタルトキハ其旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知シ且ツ其退学処分ハ同種学校ニモ之ヲ通知スヘシ

中央大学専門部学則

第一章 総則

第一条 本大學ニ専門部ヲ置キ法律、政治、経済、商業ニ関スル學術ノ理論及ヒ應用ヲ教授ス

第二条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三条 本大学ノ休業日ハ左ノ如シ

自四月一日 至同月十五日

自七月十六日 至九月十日

自十二月二十六日 至翌年一月七日

日曜日、大祭祝日及ヒ本学記念日（十一月十一日）

第四条 各学科ヲ卒業シタル者ニハ其卒業証書ヲ授与ス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第五条 本大学専門部ヲ左ノ三科ニ分ツ

トス

二、経済学科 三、商学科

第六条 各学科ノ修業期間ヲ三学年トス
第七条 各学科ノ修業科目及ヒ其配当左ノ如シ

第一法学科

科目	学年	第一学年		第二学年		第三学年	
		憲法	法学通論	憲法	法学通論	憲法	法学通論
羅馬法	総則、債権総論、親物、族權	憲法	行政法	憲法	行政法	憲法	行政法
國語	各論	民事訴訟法（第一編）	民事訴訟法（第一編）	民事訴訟法（至第二編乃）	民事訴訟法（至第二編乃）	民事訴訟法（至第八編乃）	民事訴訟法（至第八編乃）
國際公法	國際公法	國際公法	國際公法	國際公法	國際公法	國際公法	國際公法
社會學	社會學	社會學	社會學	社會學	社會學	社會學	社會學
社會論	經濟原論	經濟原論	經濟原論	經濟原論	經濟原論	經濟原論	經濟原論
社會理	社會理	社會理	社會理	社會理	社會理	社會理	社會理
社會倫	經濟總論	經濟總論	經濟總論	經濟總論	經濟總論	經濟總論	經濟總論
國際私法	國際私法	國際私法	國際私法	國際私法	國際私法	國際私法	國際私法
國際財政	國際財政	國際財政	國際財政	國際財政	國際財政	國際財政	國際財政
國際破産	國際破産	國際破産	國際破産	國際破産	國際破産	國際破産	國際破産
國際訴訟	國際訴訟	國際訴訟	國際訴訟	國際訴訟	國際訴訟	國際訴訟	國際訴訟
國際刑	國際刑	國際刑	國際刑	國際刑	國際刑	國際刑	國際刑
國際實習	國際實習	國際實習	國際實習	國際實習	國際實習	國際實習	國際實習
國際政策	國際政策	國際政策	國際政策	國際政策	國際政策	國際政策	國際政策
國際法制史	國際法制史	國際法制史	國際法制史	國際法制史	國際法制史	國際法制史	國際法制史
英語若クハ獨逸語	英語若クハ獨逸語	英語若クハ獨逸語	英語若クハ獨逸語	英語若クハ獨逸語	英語若クハ獨逸語	英語若クハ獨逸語	英語若クハ獨逸語
別科生ハ英語若クハ獨逸語、論理、心理、哲學概論ヲ隨意科							

第二 経済学科

科目	学年	第一学年										第二学年										第三学年																			
		経済學	財政學	統計學	政治學	國際學	地理學	經濟學	法理學	私法學	公法學	憲法及行政法	哲學概論	心理學	國際學	社會學	外國語	隨意科	科目	学年	経済學	財政學	統計學	政治學	國際學	地理學	經濟學	法理學	私法學	公法學	憲法及行政法	哲學概論	心理學	國際學	社會學	外國語	隨意科				
商業事務	第一学年	商業學	商學	社會學	倫理學	憲法學	經濟學	地理學	法理學	私法學	公法學	憲法及行政法	哲學概論	心理學	國際學	社會學	外國語	隨意科	科目	学年	経済學	財政學	統計學	政治學	國際學	地理學	經濟學	法理學	私法學	公法學	憲法及行政法	哲學概論	心理學	國際學	社會學	外國語	隨意科				
売買及取引所	第二学年	商業簿記	銀行簿記	商業通信	通商為替	英語若クハ獨逸語	論理、心理	社會學	倫理學	憲法學	經濟學	地理學	法理學	私法學	公法學	憲法及行政法	哲學概論	心理學	國際學	社會學	外國語	隨意科	科目	学年	経済學	財政學	統計學	政治學	國際學	地理學	經濟學	法理學	私法學	公法學	憲法及行政法	哲學概論	心理學	國際學	社會學	外國語	隨意科
工場管理	第三学年	工業簿記	商業通信	商業實踐	英語若クハ獨逸語	論理、心理	哲學概論	國際學	私法學	公法學	憲法及行政法	哲學概論	心理學	國際學	社會學	外國語	隨意科	科目	学年	経済學	財政學	統計學	政治學	國際學	地理學	經濟學	法理學	私法學	公法學	憲法及行政法	哲學概論	心理學	國際學	社會學	外國語	隨意科					

トス

第三 商学科

科目	学年	第一学年	第二学年	第三学年
商業事務		商業簿記	銀行簿記	工業簿記
売買及取引所		商業簿記	商業通信	商業通信及商業實踐
工場管理		内外商業事情		

別科生ハ英語若クハ獨逸語、論理、心理、哲學概論ヲ隨意科トス

第八条 専門部ハ年齢十七年以上ノ男子ニ限り入学セシム
第九条 専門部ノ学生ヲ正科生、別科生ノ二種トス
一 正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学スルモノトス但外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

中学校卒業者、師範学校卒業者、実業学校卒業者、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者、大學子科第一学年ヲ修了シタル者、文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定期タル者

貨幣論	銀行學	貨幣統計	保險學	保險政策	商業地理及商品學	交通學	關稅及倉庫論	保險及社會政策	保險政策	商業地理及商品學	交通學	關稅及倉庫論	保險學	保險政策	商業地理及商品學	交通學	關稅及倉庫論	保險學	保險政策	商業地理及商品學	交通學	關稅及倉庫論	保險學	保險政策	商業地理及商品學	交通學	關稅及倉庫論	保險學	保險政策
英語	論理	倫理	經濟	商業	商業地理	交通	關稅	保險	保險	商業地理	交通	關稅	保險	保險	商業地理	交通	關稅	保險	保險	商業地理	交通	關稅	保險	保險	商業地理	交通	關稅	保險	保險
讀	理	倫	經	商	商業	通	稅	保	險	商業	交	稅	保	險	商業	通	稅	保	險	商業	交	稅	保	險	商業	通	稅	保	險
業	心	學	濟	業	地	商	庫	險	學	業	品	庫	險	學	業	商	庫	險	學	業	商	庫	險	學	業	商	庫	險	學
英	作	理	原	地	理	政	理	社	學	業	政	理	理	學	業	商	理	學	業	商	政	理	學	業	商	理	學	業	商
文		理	論	理	學	學	論	論	學	學	學	理	理	學	學	學	理	學	學	學	學	理	學	學	學	學	學	學	學
商	讀	論	倫	學	學	學	學	學	學	學	學	理	理	學	學	學	學	學	學	學	學	理	學	學	學	學	學	學	學
訳		論	倫	學	學	學	學	學	學	學	學	理	理	學	學	學	學	學	學	學	學	理	學	學	學	學	學	學	學
業	英	論	學	學	學	學	學	學	學	學	學	理	理	學	學	學	學	學	學	學	學	理	學	學	學	學	學	學	學
英	作	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	理	理	學	學	學	學	學	學	學	學	理	學	學	學	學	學	學	學
文		學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	理	理	學	學	學	學	學	學	學	學	理	學	學	學	學	學	學	學

上入学ヲ許シタルモノトス但其履歴ニ依リ特ニ国語、漢文、数学ノ三科目又商学科ニ在リテハ更ニ英語ノ試験ヲ行フコトアルヘシ

第十条 専門部第二学年以上ニ編入スルニハ前項ノ資格ヲ有シ尙ホ前各学年ノ科目ニ付キ試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス但受験料ハ金五円トス

第十一条 正科生ノ入学期ハ毎学年ノ始一回トス別科生ハ隨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十二条 本大学専門部ト同等学校ノ第二学年以上ニ在学シタル者ニシテ転学ヲ願出ツルトキハ相当ノ学年ニ編入ス但本大學ノ専門部学科課程中他校ニ於テ修了セサルモノアルトキハ其科目ニ限り試験ヲ行フ

第十三条 入学志願者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘテ本大学ニ差出スヘシ但試験ヲ要スル者ハ申込ト同時ニ受験料金三円ヲ納ムヘシ

第十四条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ但在学証用紙ハ本大学ヨリ申受クヘシ

第十五条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル成年者タルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事件ニ付責ニ任スヘキモノトス

第十六条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遲滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

第十七条 学生疾病其他止ムヲ得サル事故ニ因リ満二ヶ月以上修学シ能ハサルトキハ其事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上學長ニ願出テ其許可ヲ経テ当該学年間休学スルコトヲ得

第十八条 休学シタル学生ハ次学年ノ始ヨリ其原級ニ入テ修学スルモノトス但休学年間ト雖モ事故止ミタルトキハ其旨ヲ届出テ出席スルコトヲ得此場合ニ於テモ当該学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十九条 学生休学中ハ授業料ヲ免除ス

給費又ハ貸費ヲ受クル者ハ休学ノ月ヨリ之ヲ罷ム

第二十条 学生ニシテ陸軍現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其間第十七条ノ規定ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十一条 疾病其他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上願出テ学長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等若クハ疾病ニ因リ成業ノ見込ナキ者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一个年間欠席シ又ハ正当ノ事由ナク一个月以上欠席シタル者

第二十三条 第五章ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四ヶ月以上ヲ経過シ改善ノ実アリト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許ス

スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十四条 試験ハ毎学年ノ終ニ举行シ毎年九月追試験及ヒ再試験ヲ舉行ス但追試験及ヒ再試験ヲ受クル者ハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

ヲ納ムヘシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ハ各科目ニ付合格不合格ヲ決ス

試験ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表シ優、良、可ヲ合格トン不可ヲ不合格トス

第二十七条 第一学年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第二学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス、第二学年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第一学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス第一学年配当科目中試験未済又ハ不合格ノ科目アルトキハ此科目ヲモ通算スルモノトス但科目ト称スルハ第七条ノ学科課程表ニ依ル

第二十八条 試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但六個年ヲ超ユルコトヲ得ス試験ヲ受ケシシテ在学スル者亦同シ

第四節 学費

第二十九条 本大学専門部ニ入学スル者ハ入学料トシテ金三円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年金七十七円トス左ノ三期ニ納ムヘシ但当分月割金七円ツツ分納スルヲ妨ケス

第一期 四月（金三十円） 第二期 九月（金三十円）

第三期 一月（金十七円）

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学以前及ヒ退学以後ノ授業料ヲ免除ス

第三十二条 学生在学中ハ欠席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十三条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日マテニ納付スヘシ

第三十四条 既ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返付セス

第三十五条 授業料ヲ滞納スル者ハ完納ノ上ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第五節 給費生及ヒ特待生

第三十六条 学生中學術優等、品行方正ナル者ヲ選ヒ銓衡ニ依リ給費生又ハ特待生トス

第三十七条 給費生ハ当該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第三十八条 給費生又ハ特待生ニシテ成業ノ日途ナキ者ハ直ニ其待遇ヲ解ク

第六節 貸費生及ヒ留学生

第三十九条 貸費ハ本大学貸費並寄附貸費ノ二種トス

第四十条 学生中學資支弁ノ途ナキ者ハ銓衡ニ依リ貸費生トシテ当該学年間年額金三百円以内ヲ貸与スヘシ

第四十一条 寄附貸費ハ寄附者ノ指定ニ従ヒ前条ノ貸費年額以内ヲ貸与スルモノトス但特ニ貸費額ヲ限定セラレタルモノハ其額ヲ貸与ス

第四十二条 貸費ヲ受ケントスル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ
学長ニ宛テ差出スヘシ

第四十三条 貸費ノ許可ヲ得タル学生ハ本大学ニ於テ相当ト認
ムル保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十四条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後一个年目ヨリ毎月貸費

ヲ受ケタル半額ツツヲ月賦返納スヘシ

第四十五条 貸費生ニシテ成業ノ中途ナキ者ハ直ニ貸費ヲ罷ム

第四十六条 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退学ヲ命セラレ若ク
ハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ又ハ退学スルトキハ貸費ヲ受
ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ但疾病ノ為メ廢学シタル者ハ
情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十七条 本大学専門部卒業者ニシテ學術優等品行方正ニシ
テ将来學術ノ攻究ニ從事セント欲スル者ニハ特ニ學費ヲ貸与

シテ海外ニ留学セシムルコトアルヘシ
留学生ニ関スル事項ハ派遣ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十八条 研究科ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付尚
ホ深邃ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十九条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科

目ヲ專攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法 訴訟法 國際法 政治学

経済学 財政学 商業学

第五十条 修業年限ハ一年以上三年トス

第五十一条 入学期ハ毎年四月トス但臨時入学ヲ許スコトアル

ヘシ

第五十二条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院及ヒ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ經タル者ニ限り入学ヲ許ス但同等学校卒業者若クハ之ト同等ノ学力アル者ニシテ学長ノ承認ヲ經タル者亦同シ

第五十三条 研究科ノ学生ヲ分テ正科生及ヒ別科生トス専門部正科ヲ卒業シタル者ヲ正科生トシ其他ヲ別科生トス

第五十四条 第十四条乃至第十九条ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十五条 研究科ノ授業料ハ一个年金三十三円トス但其納付ニ関シテハ第三十一条乃至第三十五条ヲ準用ス

第五十六条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聽聞スルノ外本大学ノ指定セル指導者ニ從ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス但一

般学生ノ為メニスル講義ハ任意聽聞スルコトヲ得

第五十七条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但場合ニ依リ更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ一年以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十八条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金十円ヲ納ムヘシ

第五十九条 研究科ノ試験ニ及第シ法学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部法学士ト称スルコトヲ得経済学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部経済学士ト称スルコトヲ得商業学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部商学士ト称スルコトヲ得

第四章 学生心得

第六十条 出校スルトキハ必ス制帽ヲ戴キ制服、洋服若クハ袴ヲ著ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

(欄外注記1)

キハ其旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知シ且ツ其退学処分ハ同種学校ニモ之ヲ通知スヘシ

第六十一条 出校スルトキハ必ス聽講券ヲ携帯スヘシ若シ之ヲ携帯セサル者ハ入場ヲ許サス

(欄外注記2)
「收受未學第一三四三号」「施行三月二日」

第六十二条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トイ雜談、喫煙其他粗暴ノ举动アルヘカラス

(欄外注記3)
「判決四月十日」「施行四月十日」

第六十三条 授業中ハ退席ヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ授業者ノ許可ヲ受クヘシ

(欄外注記4)
「東京府收受・昭和六年三月一日・未學第一三四三号」

第六十四条 学生又ハ保証人氏名ヲ改称シ若クハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ

(欄外注記5)
「東京府收受・昭和六年三月一日」

第六十五条 三日以上欠席スル者ハ必ス其事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但七日以上欠席スルトキハ証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

(欄外注記6)
〔昭和六年 学務課私立学校 第一種 冊の六十二
314 B1 12〕

第六十六条 欠席届出ノ日数ハ一个月ヲ超ユルヲ得ス若シ一个月ヲ経過シ其事由尚ホ止マサルトキハ其都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第五章 懲罰

第六十七条 学生学則又ハ校規ニ背反シ其他不都合ノ行為アルトキハ情状ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シ尙ホ器具等ヲ損壊シタル者ニハ相当ノ賠償ヲ為サシム

第六十八条 学業怠惰ニシテ成業ノ見込ナキ者又ハ品行不良改悛ノ目途ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十九条 前二条ノ規定ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シタルト